防衛省訓令第３１号

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則の一部を改正する省令（平成２３年防衛省令第１３号）の施行に伴い、及び防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部組織規則（昭和２９年総理府令第３９号）第４４条の規定に基づき、防衛研究所の内部組織に関する訓令を次のように定める。

平成２３年８月３０日

防衛大臣　北澤　俊美

防衛研究所の内部組織に関する訓令

改正　平成24年 4月 6日省訓第15号
平成25年 5月16日省訓第37号
平成26年 3月31日省訓第22号
平成27年 4月10日省訓第20号
平成28年 3月31日省訓第34号
平成29年 3月31日省訓第28号
平成30年 3月30日省訓第26号
平成31年 3月29日省訓第18号
令和 2年 3月30日省訓第19号
令和 3年 3月31日省訓第18号
令和 4年 3月31日省訓第43号
令和 5年 3月31日省訓第38号

防衛研究所の内部組織に関する訓令（昭和４８年防衛庁訓令第１８号）の全部を改正する。

（総務課）

第１条　総務課に、会計室及び課長補佐２人のほか、次の４係を置く。

総務・管理係

文書・保全係

人事第１係

人事第２係

２　総務課に、情報保証・システム専門官１人及び会計監査官１人を置く。

３　情報保証・システム専門官及び会計監査官は、課長の命を受け、防衛研究所長（以下「所長」という。）の定める事務に従事する。

４　会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

(2) 行政財産及び物品の取得及び管理に関すること。

５　会計室に、会計室長を置く。

６　会計室長は、課長の命を受け、室務を掌理する。

７　会計室に、室長補佐１人のほか、次の３係を置く。

会計第１係

会計第２係

会計第３係

（企画調整課）

第２条　企画調整課に、研究計画班及び交流計画班並びに企画係を置く。

２　企画調整課に、研究調整官１人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、国際交流企画官１人、国際交流調整官１人、調整専門官１人、情報発信調整官１人、情報発信・デジタル化推進専門官１人及び研究資料調査官１人を置く。

３　研究調整官は、課長の命を受け、調査研究及び研修の総合的な企画及び調整（国際交流企画官及び国際交流調整官の所掌に属するものを除く。）並びに調査研究の成果の管理等を行う。

４　国際交流企画官は、課長の命を受け、諸外国の研究機関等との国際交流に関する事務を総括する。

５　国際交流調整官は、課長の命を受け、諸外国の研究機関等との国際交流に関する企画及び調整を行う。

６　調整専門官は、課長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

７　情報発信調整官は、課長の命を受け、調査研究成果の発信に関する企画及び調整を行う。

８　情報発信・デジタル化推進専門官は、課長の名を受け、所長の定める事務に従事する。

９　研究資料調査官は、課長の命を受け、調査研究に関する資料及び情報の収集及び整理を行う。

１０　研究計画班及び交流計画班の所掌事務は、所長が定める。

１１　研究計画班に、研究計画班長を置く。

１２　研究計画班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。

１３　研究計画班に、研究計画係を置く。

１４　交流計画班に、交流計画班長を置く。

１５　交流計画班長は、課長の命を受け、班務を掌理する。

１６　交流計画班に、交流計画係及び交流調整係を置く。

（防衛政策研究室）

第３条　防衛政策研究室は、我が国及び諸外国の防衛政策に関する調査研究（軍事戦略研究室、グローバル安全保障研究室及びサイバー安全保障研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

２　防衛政策研究室に、主任研究官２人を置く。

（軍事戦略研究室）

第４条　軍事戦略研究室は、我が国及び諸外国の防衛力の整備、防衛組織及び部隊の運用に関する調査研究を行う。

２　軍事戦略研究室に、主任研究官３人を置く。

（グローバル安全保障研究室）

第５条　グローバル安全保障研究室は、国際連合平和維

持活動、人道的な国際救援活動その他の国際社会の平和及び安全の維持に資する活動並びに安全保障の分野における宇宙及び海洋の開発及び利用に関する調査研究を行う。

２　グローバル安全保障研究室に、主任研究官４人を置く。

（サイバー安全保障研究室）

第６条　サイバー安全保障研究室は、サイバーに関する領域及び宇宙に関する領域における安全保障に関する調査研究（グローバル安全保障研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

２　サイバー安全保障研究室に、主任研究官１人を置く。

（政治・法制研究室）

第７条　政治・法制研究室は、安全保障の分野における政治及び法制等に関する調査研究を行う。

２　政治・法制研究室に、主任研究官４人を置く。

（社会・経済研究室）

第８条　社会・経済研究室は、安全保障の分野における社会、思想、経済、産業等に関する調査研究を行う。

２　社会・経済研究室に、主任研究官１人を置く。

（中国研究室）

第９条　中国研究室は、中国に係る国際関係及び安全保障課題に関する調査研究を行う。

２　中国研究室に、主任研究官４人を置く。

（アジア・アフリカ研究室）

第１０条　アジア・アフリカ研究室は、アジア及びアフリカ地域における国際関係及び安全保障課題に関する調査研究（中国研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

２　アジア・アフリカ研究室に、主任研究官３人を置く。

（米欧ロシア研究室）

第１１条　米欧ロシア研究室は、アメリカ、欧州及びロシア地域における国際関係及び安全保障課題に関する調査研究を行う。

２　米欧ロシア研究室に、主任研究官４人を置く。

（教務課）

第１２条　教務課に、課長補佐１人のほか、次の２係を置く。

教務係

教材係

２　教務課に、教務専門官１人及び教育支援システム専門官１人を置く。

３　教務専門官及び教育支援システム専門官は、課長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

（教育課程運営室）

第１３条　教育部に、教育課程運営室を置く。

２　教育課程運営室は、研修の実施に関する事務（教務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　教育課程運営室に、教育課程運営室長を置く。

４　教育課程運営室長は、部長の命を受け、室務を掌理する。

５　教育課程運営室に、主任研究官４人を置く。

（戦史研究室）

第１４条　戦史研究室は、戦史に関する調査研究及び当該戦史の編さん（安全保障政策史研究室及び国際紛争史研究室の所掌に属するものを除く。）を行う。

２　戦史研究室に、主任研究官５人を置く。

（安全保障政策史研究室）

第１５条　安全保障政策史研究室は、第二次世界大戦後の我が国の安全保障政策に係る戦史に関する調査研究及び当該戦史の編さんを行う。

２　安全保障政策史研究室に、主任研究官１人を置く。

（国際紛争史研究室）

第１６条　国際紛争史研究室は、諸外国の紛争に係る戦史に関する調査研究及び当該戦史の編さんを行う。

２　国際紛争史研究室に、主任研究官１人を置く。

（史料室）

第１７条　戦史研究センターに、史料室を置く。

２　史料室は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 戦史史料を保存し、及び利用に供すること。

(2) 戦史史料の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。

3　史料室に、史料室長を置く。

4　史料室長は、センター長の命を受け、室務を掌理する。

5　史料室に、史料係を置く。

6　史料室に、主任研究官１人及び史料専門官１人を置く。

7　史料専門官は、室長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

（図書運営班）

第１８条　防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和２９年総理府令第３９号。次条において「省令」という。）第２１条第２項第１号及び第２号の事務を分掌する特別研究官（第４項において同じ。）の下に、図書運営班を置く。

2　図書運営班の所掌事務は、所長が定める。

3　図書運営班に、図書運営班長を置く。

４　図書運営班長は、特別研究官の命を受け、班務を掌理する。

５　図書運営班に、図書総務係を置く。

（政策シミュレーション室）

第１９条　省令第２１条第２項第３号の事務を分掌する特別研究官（第４項において同じ。）の下に、政策シミュレーション室を置く。

２　政策シミュレーション室は、自衛隊の管理及び運営に関する政策シミュレーションに関する事務を行う。

３　政策シミュレーション室に、政策シミュレーション室長を置く。

４　政策シミュレーション室長は、特別研究官の命を受け、室務を掌理する。

５　政策シミュレーション室に、主任研究官２人及び政策シミュレーション専門官１人を置く。

６　政策シミュレーション専門官は、室長の命を受け、所長の定める事務に従事する。

（主任研究官）

第２０条　主任研究官は、室長の命を受け、調査研究、戦史の編さん又は研修員（防衛研究所において研修を受ける者をいう。）に対する教育に従事するほか、所長から特に命ぜられた重要な事項に関する調査研究に従事する。

（課長補佐及び室長補佐）

第２１条　課長補佐は、所長の定めるところにより、課長を補佐し、課務を整理する。

２　室長補佐は、所長の定めるところにより、室長を補佐し、室務を整理する。

（係及び係長）

第２２条　係の分掌事務は、所長が定める。

２　係に、係長を置く。

３　係長は、課長、室長又は班長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

（委任規定）

第２３条　この訓令に定めるもののほか、部、課、室及び戦史研究センターの内部組織並びに特別研究官の下

に置かれる組織に関し必要な事項は、所長が定める。

附　則

この訓令は、平成２３年９月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月６日省訓第１５号）

この訓令は、平成２４年４月６日から施行する。

附　則（平成２５年５月１６日省訓第３７号）

この訓令は、平成２５年５月１６日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日省訓第２２号）

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１０日省訓第２０号）

この訓令は、平成２７年４月１０日から施行する。

附　則（平成２８年３月３１日省訓第３４号）

この訓令は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日省訓第２８号）

この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月３０日省訓第２６号）

この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日省訓第１８号）

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和２年３月３０日省訓第１９号）

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月３１日省訓第１８号）

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日省訓第４３号）

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日省訓第３８号）

この訓令は、令和５年３月３１日から施行する。